

電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈（20230310保局第2号）  
の一部を改正する規程 新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後							改正前								
(別表2) 開放、分解による点検及び作動試験等の定期自主検査の十分な方法の解釈（発電用風力設備）							(別表2) 開放、分解による点検及び作動試験等の定期自主検査の十分な方法の解釈（発電用風力設備）								
設備	項目	検査を実施する場所	検査方法	内容	備考	点検周期(年)	設備	項目	検査を実施する場所	検査方法	内容	備考	点検周期(年)		
ブレード	1 (略)						ブレード	1 (略)							
	接地システムコンダクタ	2 (略)						接地システムコンダクタ	2 (略)						
		3	気中部	目視	ハブ内からダウンコンダクタに損傷がないか確認する。				1	3	気中部	目視	ハブ内からダウンコンダクタに損傷がないか確認する。		1
			気中部	試験	ダウンコンダクタについて導通試験等を行い、健全性を確認する。	導通を常時モニタリングしている場合を			<u>1、2又は3</u>		気中部	試験	ダウンコンダクタについて導通試験等を行い、健全性を確認する。	導通を常時モニタリングしている場合を	<u>2又は3</u>

					除く。	
4	内部	気中部	目視又は触手若しくは測定	内部全体に損傷がないか目視等（視認及びアクセス不可能な範囲にあっては、内視鏡による点検、非破壊検査その他これらに類する方法）で確認する。		1、2又は3
5	(略)					
翼端ブレーキ装置 (略)						

(略)

【検査実施上の前提等】

※1. ～6. (略)

※7. 点検周期（年）が「1、2又は3」の項目について、発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）別図1に示すA線で囲まれた地域に設置する設備については、点検周期を1年とし、同図に示すB線で囲まれた地域に設置する設備については、点検周期を2年とすること。なお、洋上風力発電設備については、当該設備に最も近接する行政区域にあるものとして考えることとする。

※8. 点検周期（年）が「2又は3」の項目について、発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）別図1に示すA線で囲まれた地域に設置する設備については、点検周期を2年とすることが望ましい。なお、洋上風力発電設備については、当該設備に最も近接する行政区域にあるものとして考えることとする。

※9. 点検周期（年）に括弧を付している項目について日常的に検査を実施して

					除く。	
4	内部	気中部	目視又は触手若しくは測定	視認又はアクセス可能な範囲について、目視等で損傷がないか確認する。		2又は3
5	(略)					
翼端ブレーキ装置 (略)						

(略)

【検査実施上の前提等】

※1. ～6. (略)

(新設)

※7. 点検周期（年）が「2又は3」の項目について、発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）別図1に示すA線で囲まれた地域に設置する設備については、点検周期を2年とすることが望ましい。なお、洋上風力発電設備については、当該設備に最も近接する行政区域にあるものとして考えることとする。

※8. 点検周期（年）に括弧を付している項目について日常的に検査を実施して

いる場合にあつては、定期自主検査において必ずしも当該項目の検査を要しない。

※10. 点検周期（年）の欄中「安定前密、安定後適切」とある項目については、洗掘の進行が安定するまでは海底地盤洗掘対策工の検査と同時期に検査を行うこと。洗掘の安定後は、10年を超えない期間で適切な周期を設置者において設定して検査を実施することが望ましい。

※11. 点検周期（年）の欄中「安定前密、安定後 10」とある項目については、洗掘の進行が安定するまでは少なくとも年に1回以上実施することとし、洗掘の進行が安定した以後は10年に1回程度実施することが望ましい。

いる場合にあつては、定期自主検査において必ずしも当該項目の検査を要しない。

※9. 点検周期（年）の欄中「安定前密、安定後適切」とある項目については、洗掘の進行が安定するまでは海底地盤洗掘対策工の検査と同時期に検査を行うこと。洗掘の安定後は、10年を超えない期間で適切な周期を設置者において設定して検査を実施することが望ましい。

※10. 点検周期（年）の欄中「安定前密、安定後 10」とある項目については、洗掘の進行が安定するまでは少なくとも年に1回以上実施することとし、洗掘の進行が安定した以後は10年に1回程度実施することが望ましい。